

○一関市立学校施設の開放に関する規則

平成17年9月20日

教育委員会規則第33号

改正 平成27年3月23日教育委員会規則第1号

平成30年12月27日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場及び子供の遊び場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲内において、一関市立小学校及び中学校の体育施設を市民に開放する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツの場開放 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場としての利用に供するために行う、小学校並びに中学校の校庭及び体育館の開放をいう。
- (2) 遊び場開放 子供の遊び場としての利用に供するために行う、小学校及び中学校の校庭の開放をいう。

(開放校の指定)

第3条 一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設を開放する学校（以下「開放校」という。）を指定する。

(開放施設の管理責任)

第4条 一関市立小中学校管理運営規則（平成17年一関市教育委員会規則第13号）第37条の規定にかかわらず、開放校の校長は、教育委員会が学校施設の開放を行うものと決定した時間内においては、当該開放校の開放施設についての管理上の責任を負わないものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により校長が負わないこととなる開放施設についての管理上の責任を負うべき職員を指定するものとする。

(学校施設開放運営委員)

第5条 施設の開放を円滑に行うため、開放校に一関市学校施設開放運営委員（以下「運営委員」という。）を置くことができる。

2 運営委員は、1 開放校につき 5 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 開放校の学校職員
- (2) 開放校のPTA役員
- (3) スポーツ推進委員又は社会体育関係者
- (4) 公共的団体の関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認めた者

(運営委員会)

第 6 条 運営委員は、開放校ごとに運営委員会を組織するものとする。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 年間開放日程に関する事。
- (2) 登録申請をした団体の登録について、意見を述べる事。
- (3) 開放時における指導計画に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の開放に関し必要な事項

(管理指導員)

第 7 条 開放校に管理指導員を置くことができる。

2 管理指導員は、開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）の危険防止及び安全の確保並びに開放施設の管理に当たるものとする。

(鍵管理人)

第 8 条 開放校に鍵管理人を置くことができる。

2 鍵管理人は、開放施設の開放を行うための鍵の貸出し及び保管に当たる。

(利用者の資格)

第 9 条 開放施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 当該開放校の学区内に住所を有する小学校及び中学校の児童・生徒並びに付添人のある幼児
- (2) 教育委員会に登録した団体

(登録団体)

第 10 条 前条第 2 号の登録した団体とは、次の事項の要件を満たし、学校施設開放利用団体登録申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出し、かつ、学校施設開放利用団体登録

許可証（様式第2号）の交付を受けた団体をいう。

(1) 団体の構成員は、原則として開放校の学区内に居住し、勤務し、又は在学している者であること。

(2) 団体は、前号の構成員6人以上をもって構成し、かつ、成人の責任者が含まれること。

（開放日時等）

第11条 スポーツの場開放及び遊び場開放の日時等は、次のとおりとする。ただし、開放校の教育活動その他の事情により、教育委員会は、臨時に開放を中止し、又は開放時間を短縮させることができる。

開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
スポーツの場開放	校庭	土曜日・日曜日・祝日・長期休業日	午前5時から午後8時まで
		平日	午前5時から午前7時まで 午後5時から午後8時まで
	体育館	土曜日・日曜日・祝日・長期休業日	午前9時から午後9時（中学生又は小学生が所属するスポーツ少年団等が利用する場合にあつては、午後8時）まで
		平日	午後5時から午後9時（中学生又は小学生が所属するスポーツ少年団等が利用する場合にあつては、午後8時）まで
遊び場開放	校庭	土曜日・日曜日・祝日・長期休業日	午前9時から午後5時まで

（利用手続）

第12条 利用者は、利用しようとする日の7日前までに、学校施設開放利用申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、学校施設開放利用許可証（様式第4号）の交付を受けなければならない。ただし、第9条第1号に規定する者が利用する場合は、この限りでない。

(行為の禁止)

第13条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (3) 指定した設備以外の設備を使用すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定した場所以外に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (6) 指定した場所以外で喫煙その他の火気を使用すること。
- (7) 利用目的外に利用すること。

(利用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 管理指導員の指示に従わないとき。

(利用者の賠償責任)

第15条 利用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに管理指導員にその旨を届け出なければならない。

2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の指示するところにより原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の一関市立学校施設の開放に関する規則（昭和63年一関市教育委員会規則第2号）、花泉町立学校施設の開放に関する規則（昭

和50年花泉町教育委員会規則第3号)、大東町立学校施設の開放に関する規則(昭和49年大東町教育委員会規則第2号)、学校施設の開放に関する規則(昭和49年千厩町教育委員会規則第3号)、東山町学校施設の開放に関する規則(昭和50年東山町教育委員会規則第4号)、学校施設の開放に関する規則(昭和55年室根村教育委員会規則第3号)又は学校施設の開放に関する規則(昭和49年川崎村教育委員会規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月23日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月27日教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第10条関係)

様式第 2 号 (第10条関係)

様式第 3 号 (第12条関係)

様式第 4 号 (第12条関係)